

議案第 11 号

三観広域行政組合格約の一部変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、観音寺市と協議の上、三観広域行政組合格約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 25 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三観広域行政組合格約の一部を変更する規約

三観広域行政組合格約（昭和 46 年香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 15 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

【議案第11号関係】

三観広域行政組合規約(昭和46年香川県知事許可)
一部変更 新旧対照表(抄)

変更後 (案)	現 行
(共同処理する事務) 第3条 組合は、次に定める事務を共同処理する。 (1)～(14) 略 (15) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)に基づく事務のうち、介護給付費等の支給に係る審査判定業務に関する事務。 (16) 略	(共同処理する事務) 第3条 組合は、次に定める事務を共同処理する。 (1)～(14) 略 (15) <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)に基づく事務のうち、介護給付費等の支給に係る審査判定業務に関する事務。 (16) 略